

平成26年度事業計画書

平成26年度の事業計画（案）は、定款第3条(目的)の「良質な社会資本の整備と秩序ある県土づくりによる地域社会の健全な発展を目指し、それらを担う人材の育成、社会資本の整備や維持管理及び安全・安心を共有できる社会づくりへの支援等を行い、もって広く県民の福祉の増進に寄与する。」ことを目的に、これまで実施してきた「研修広報事業」「土木積算等受託事業」、「建設材料試験、審査事業」、「情報化支援事業」を引き続き実施するほか、公益財団法人移行後2年目の計画として益々の公益性の発揮を目的に、積極的かつ多様な事業展開を図る。

公益法人は、「認定法」第21条1項、「認定法施行規則」第27条に基づき、毎事業年度開始の日の前日までに、当該事業年度の事業計画書、収支予算書その他の内閣府令で定める書類を作成し、理事会の承認を受け、当該事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置くと共に、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出する。

I 平成26年度事業計画書

1 運営方針

[責務及び役割]

- ・ 県・市町村の出捐による公的な機関として信頼性の高い法人として活動する。
- ・ 県・市町村の建設行政を補完できる発注者支援機関として活動する。
- ・ 民間事業者や一般県民を対象に幅広い分野で貢献できる法人として活動する。

[活動方針]

- ・ 健全かつ持続可能な経営を保つ。
- ・ 多角的かつ良質なサービスの提供と技術力の向上を目指す。
- ・ 安全安心な職場環境と勤務労働条件の整備に努める。

2 事業計画

(1) 研修広報事業

県・市町村職員、建設業関係者、一般県民を対象にした良質な社会資本整備に寄与する研修や広報を実施する。

1) 研修事業

県・市町村職員、建設業関係者を対象に、社会資本整備に関する技術・技能向上の研修を実施する。また、一般県民を対象に、土木技術、安全・安心な暮らしのためのまちづくり、防災等に関する研修を実施する。

- ①建設業従事者研修
- ②専門技術研修
- ③特別研修
- ④行政実務研修
- ⑤情報化支援研修
- ⑥一般県民向け研修

2) 新規採用土木技術職員研修

県及び市町村の新規採用土木技術職員等を対象に、早期に活躍できるよう基礎的、実務的な知識・能力を習得させるため、積算及び災害復旧等の個別指導を行う。

3) 長期建設技術実務研修

市町村技術職員を対象に資質の向上並びに専門的な知識及び技術の習得を図り、もって市町村建設行政の能率的な運営に資する目的で長期（1年以内）の実務研修を実施する。

また、実施にあたっては、センターが人件費を含む研修費用を負担して派遣元が研修生を出しやすい環境を整備する。（平成26年度は杵築市1名を予定）

4) 講師派遣事業

建設関係団体や地域住民グループの要請に基づき、社会資本整備推進や技術者の育成に取り組むため、講師等としてセンター職員を派遣する。

5) 広報事業

土木技術等に関する情報の収集、発信を行う。また、「土木の日」大分地区実行委員会等の行事に協賛し、一般県民への見学会を開催するなど建設事業に対する一般県民の理解の促進を図る。

(2) 土木積算等受託事業

地方自治体の社会資本整備を公正、中立な立場で技術的助言を含めて支援し、発注者支援の維持向上に努める。

- 1) 技術審査・積算支援事業
- 2) 品質監理支援事業
- 3) 災害等緊急時支援事業
- 4) 資料作成支援事業
- 5) 図書出版事業

(3) 建設材料試験、審査事業

1) 建設材料試験事業

公共土木施設等の耐久性や安全性等の品質を確保するため、県内唯一の公的試験機関として県の品質管理基準に定める各種建設材料の試験を行う。

- ①コンクリート試験
- ②鋼材試験
- ③骨材試験
- ④土質試験
- ⑤アスファルト試験

2) アスファルト混合物事前審査事業

公共工事等に使用するアスファルト混合物の品質向上を目的に県内唯一の公的試験機関として同混合物の審査及び品質の認定を行う。

- ①密度試験
- ②マーシャル安定度試験
- ③アスファルト抽出試験
- ④ふるい分け試験
- ⑤ホイールトラッキング試験

(4) 情報化支援事業

1) 情報化技術・教育支援事業

公共事業において情報技術を活用し、透明性、公正性確保、及び効率化によるライフサイクルコストの縮減を図るため、「大分県CALS／ECアクションプログラム」に基づき、以下の事業を行う。

- ①CALS／EC普及支援
- ②IT教育研修
- ③CALS／EC関連システムの運用、保守

2) 積算システム運用事業

公共調達 of 適切な入札・契約に資するため、大分県が発注する工事、委託業務の費用算出システム、及び大分市が発注する下水道・公園緑地工事の費用算出システムの歩掛、単価データの作成・更新を行う。

(5) その他

1) 技術顧問制度の導入

設計積算・施工管理並びに公共団体等から相談を受けた建設技術、調査研究等の諸課題について、専門的観点からの指導・助言を受け諸問題への的確な対応を図ること等を目的として、技術顧問を設置する。